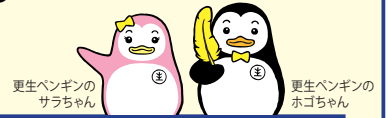


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

平成30年
11月 Vol.6



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

刑務作業と就労支援



千葉刑務所所長 西見 卓明

千葉県就労支援事業者機構の会員及び協力雇用主の皆様には、受刑者の円滑な社会復帰及び改善更生について、並々ならぬ御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様御存知のとおり、昨年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、本年度から5か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。都道府県及び市町村は、同計画を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならず、それぞれの地域における民間団体その他の関係者と綿密な連携協力の下「就労・住居の確保のための取組」など再犯防止に向けた諸活動を推進することとなります。

ここで、紙面をお借りしまして、当所の紹介をさせていただきます。当所は、犯罪傾向の進んでいない刑期10年以上の成人男子懲役受刑者を収容しており、懲役受刑者に義務付けられている刑務作業としては、神輿の修理等を行う木工、トラック等の部品を製作する金属、紳士靴やバッグ等を製作する革工など6業種の作業を行っています。所の場合は、先ほど申し上げましたとおり、長期受刑者の収容施設であることから1つの作業に20年から30年も従事している者も多く、外部協力者の御尽力もあって、卓越した技能や知識を有する受刑者も少なくありません。

そもそも、刑務作業は、職業的な技能及び知識を付与すること、勤労意欲を養成することなどにより受刑者の改善更生を図ることを目的として、受刑生活の大半を占めるものです。そのルーツは、寛政2年(1790年)に火付盗賊改役長谷川平蔵の建言により設置された石川島人足寄場で課せられた作業といわれ、当初は、無宿者や軽い罪を犯した者たちを収容し、社会復帰のための作業を行わせたことが始まりとされています。すなわち、就労支援の一環としてスタートしており、以後、その精神は脈々

と引き継がれ、現在に至っても刑務作業として継承されています。しかしながら、再犯防止の推進が喫緊の課題となっている昨今においては、この刑務作業が矯正処遇の内容として硬直化しており、必ずしも出所後の就労に役だっていないのではないかとの一部御批判をいただいているところです。

当所としては、せつかく長期にわたる刑務作業を通じて高い技能等を習得することができているにも関わらず、出所後の就労にリンクしないことは、非常にもったいない話であり、企業としても優秀な人材を求めていることには疑いのないところであることから、当所の刑務作業をより多くの事業主の皆様にご覧いただきたいと考え、昨年度から、就労支援の新たな取組として、製靴工業協同組合、鞆協会溶接協会及び神輿製作の民間企業等にこれらの作業に従事した者を出所後就労させるべく、当所受刑者の特色及び職業的な知識並びに技能等について、足繁く広報活動を行っています。特に製靴工業組合傘下の事業主の皆様に対しては、昨年6月、当所において、製靴作業説明会を開催し、参加された方から、当所受刑者が製作した製品に対して、高い評価をいただいたところです。今後も各種業界団体等との連携を強化しながら、就労実績を上げていきたいと考えております。

この紙面をご覧になっている協力雇用主の皆様にあつては、どうかこの趣旨を御理解いただき、一度当所に足をお運びいただき、当所の刑務作業の実施状況等を是非見学していただければと考えております。

出所者等の就労支援は非常に難しい問題であると考えておりますが、協力雇用主の皆様のご意見を賜りながら、今後、より強固な再犯防止施策を推進していきたいと考えております。引き続き、御支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



就労支援事業所の事例

就労支援事例① お互い胸の内を正直に話し合い就労継続となった事例

平成 29 年 7 月 12 日、保護観察所で面談。覚醒剤事犯で懲役 2 年のところ、仮釈放 6 ヶ月を貰う。生活費は貯金の取り崩しと妻の収入なので早期に就労したいとのこと。手っ取り早く土木作業も考えたが経験が無く自信が無い。職歴はコンビニ店員やパソコン入力作業、また塗装業の経験もあるが資格を取るまでの経験はない。運転免許がなく通勤手段は、電車か自転車になるが、居住地周辺には希望職種の協力雇用主登録がない。利根川を挟んだ茨城県の協力雇用主を水戸観察所に照会したところ、該当会社 2 社ありの返事。紹介の場合は水戸観察所経由とのこと。並行して HW 松戸専門援助で相談し、紹介された会社に応募したが不採用になった。

HW 松戸で飲食チェーン会社（協力雇用主）の紹介を受けて応募した。案内があり、小論文「今までの私とこれからの私」の提出を求められた。

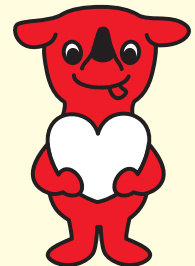
HW 松戸で面接訓練を受けて面接準備を行ったが、小論文で不採用になった。

新たに自宅から自転車通勤できる協力雇用主のラーメン店を提案した。その後本人から妻と口論になり家を出なくてはならなくなったので、住込みで働ける会社を紹介して欲しいと相談があった。急遽、ラーメン店に断りを入れて、寮のあるダクト板金業の協力雇用主に打診した。面接段取り中に再度本人から連絡があり、妻と和解し家に居られるようになった。とのこと。急いでダクト板金の会社に謝りを入

れ、先のラーメン店に再度のお願いをして面接了解頂いた。面接には同行せず本人と会社で 2 度面接頂き無事採用となった。稼働状況確認で継続が見込まれるとして支援は 8 月 31 日終了した。

その後、11 月 17 日ラーメン店店長から連絡が入り、本人が今日来て急に辞めると言って帰ってしまった。シフト勤務なので急に辞められのは困る。本人に話して貰いたいとのこと。本人に往信し事情を聴くと、仕事がきつく妻からも辞めたらと言われているが、何よりも「だからお前は犯罪者なんだよ」と店長や同僚から何度も言われ切れたことが辞める決断になったということである。

店長にその旨伝え、再度本人と話し合うようお願いした。本人と店長とで何度か話し合い、就業面の改善などが図られ、業務に復帰した。これとは別に当職から店長宛にメールで、言葉として言うてはいけないことを言った。この点は取り消して貰いたいと多少強い調子で改善を求めた。店長から返信で一方的に責められるのはおかしいとメールでのやり取りが続き、対象者と接する際、言葉が重要だとわかり、お互いに言い過ぎたと謝罪しあい、今後は言葉を選んで接することにした。結果、雇用主と雇用される対象者とのわだかまりが消え、現在も勤務が継続している。



千葉県 PR
マスコットキャラクター
チャーパン

平成 30 年度更生保護就労支援事業について

当機構は 29 年度に引続き法務省より「更生保護就労支援事業」を受託いたしました。今年度の事業体制は、就労支援員 1 名、事務員 1 名、支援員補助 1 名の合わせて 3 名です。また達成目標につきましては、就労支援 80 件、協力雇用主開拓 50 件雇用実績のない協力雇用主の新規雇用 15 件となっております。

目標達成状況は、10 月 31 日現在でみますと、千葉保護観察所及び各地区保護司会の皆様をはじめ関係団体等のご指導ご協力により順調に目標を達成しつつあり、就労支援 42 件、協力雇用主開拓 61 件、新規雇用 7 件となっております。

引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



就労支援事例② 機構の就労支援取組について

当機構は平成 28 年に定款を変更し、就労支援の対象者をそれまでの主に「保護観察中の者」から「ぐ犯少年等」にまで拡大した。ここに紹介する事例はその 7 例目となる。

平成 30 年 7 月、県の児童相談所より過去に万引き深夜徘徊等で保護処分を受けたことのある少年（18 歳）の就労支援要請を受けた。

8 月に入り児童相談室で初回面談を行ったが、少年は高校 1 年時友人数名と集団暴行・万引き等を行い退学、家庭環境も複雑で、少年の母親は 3 人の子供を連れて離婚、その後 1 人の子供を連れて父親と再婚、更に 1 人が生まれて 7 人家族で暮らしているが、少年が年の離れた子供達の面倒を見ていた。ところが最近、定職に就かずアルバイトを転々としている少年と継父の関係が決れ、早期に寮付企業への就労が必要となったとのことであった。

機構はすぐに寮を保有し長期就労可能でかつ社会保険の充実した協力雇用主 3 社を提示すると少年

はその中の大手企業の二次下請け工事会社を希望した。早速その場から当社社長に連絡すると「やる気があれば良いよ。」とのこと。履歴書を送り、後日面接を受けるべく最寄駅で待ち合わせ、機構の車で会社に向かうこととしたが少年は現れず、その後何回連絡を取っても回答が無かった。2 日後ようやく少年より連絡があり、約束をすっぽかした詫びと再度の支援要請があったので、絶対に約束を守ることを条件に改めて同社に面接をお願いし、8 月 20 日ようやく社長、経理部長による面接が実現し、諸々の説明の後、少年の就労意欲の確認があり、少年の「是非お世話になりたいのでよろしくお願いします。」との元気の良い話し振りにようやく採用が決まった。

就労まで紆余曲折があったが、協力雇用主の社長さんのご理解・ご協力のお蔭で何とかめでたく就労に結び付けることができた。

少年は現在も元気に働いているとのことである。

新規会員のご紹介

平成 30 年 4 月 1 日以降の新規会員をご紹介します。（順不同、敬称略）

二種会員（一般の事業者）		賛助会員（個人、法人又は団体）	
●成田国際空港 株式会社	●株式会社 NAA リティリング	●有限会社 サンワトータル	1 社
●株式会社 グリーンポート・エージェンシー			
●株式会社 ナリコー	●平山建設 株式会社		
●有限会社 光和建设	●株式会社 伊達工業		
	7 社		

平成 30 年 10 月 31 日現在の会員総数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	109	三種会員	18
四種会員	35	賛助会員	117	合計	285





協力雇用主会の活動

柏地区協力雇用主会



柏地区協力雇用主会会長

社会福祉法人 美野里会 理事長 横尾 好永

皆様こんにちは、私は 5 年前に前会長の突然の辞任に伴い保護司会の協力組織部の部長という事もあって、皆様にご推薦をいただき兼務する形で会長をお引き受けいたしました横尾好永と申します

当初は、不安も多く迷いましたが、協力組織部の方や協力雇用主さんの協力によって何とか今日まで務めることが出来ました。しかし、今思えば両方に籍を置くことで双方の立場や考え、思いを知ることが出来、連絡調整等の橋渡し役としては、スムーズに運ぶこともあり大変助かった部分も多く良かったのではないかと考えております。

私が最初に実施したのは、活動の充実、会員の皆様の意識の高揚という観点から年 5,000 円の会費を頂戴することとしたことでした。それにより一時的に 40 数社から 10 数社減少することとなりました。し

かし、そのことを契機に協力雇用主会の本来の趣旨を理解され熱心で協力的な組織になったと実感しております。

活動としましては、総会、保護司会、更生保護女性会合同交流会の開催、そして本年度は、初の研修として保護観察所のご協力により、担当観察官をお招きし「協力雇用主に期待すること」と題して講演いただき、その後の懇親会では、保護司会の会長さんも交え親睦を深めました。保護司会主催の泊研修、忘年会、更生保護女性会主催新春懇親会へも参加させていただいております。

現在の悩みは、お仕事の関係で活動への参加者が少ないことです。どのようにしたら多くの会員さんに参加していただけるか苦慮しております。今年度は、アンケートを実施し、ご意見を踏まえて計画してみましたが、まだまだ増員を図れていないのが現状です。

今後の活動計画としましては、保護司会、更生保護女性会との合同の研修や他地区の協力雇用主会との交流を通し情報を共有していければと考えております。今後も会員の皆様にとりまして、魅力のある会となりますよう努力していきたいと思っております。

関係各位の皆様におかれましては今後共より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

会 長	横尾 好永	社会福祉法人 美野里会
副会長	坂巻 清	株式会社 サカマキ
会 計	岩橋 幸司	保護司
理 事	小林 良三	有限会社 水戸工務店
	板橋登志男	株式会社 板橋建設
	今津 亮輔	鳶 今津 有限会社
	瀧 正明	株式会社 電装 TAKI
	深津 英雄	保護司
監 事	高橋 秀樹	有限会社 丸高工業所
	染谷 昭二	保護司

おしらせ

平成 31 年 2 月 22 日(火) 千葉市生涯学習センターに於いて「平成 30 年度千葉県協力雇用主研修」が開催されます。なお、講演は前千葉県知事堂本暁子氏に依頼しております。また、2019 年 5 月 21 日(火) 千葉市生涯学習センターに於いて「2019 年度機構第 1 回理事会・通常総会」が開催されます。詳細は別途ご案内いたします。



平成 30 年度千葉県新規登録協力雇用主研修会
(於 千葉刑務所)